

☆ 診療体制変更のお知らせ ☆

2015年4月1日より、下記のとおり診療体制が変更となりました。

【消化管センター】

水曜日 午後診 片岡 医師 ⇒ 清水 医師

金曜日 夜診 新設 清水 医師

【外科系】

水曜日 午後診 乳腺外科 片岡 医師

金曜日 朝診 片岡 医師 ⇒ 清水 医師

【消化器内科】

金曜日 内視鏡 午前・午後 新設 松本 医師

土曜日 (1・3・5週)

内視鏡 午前 平松 医師 ⇒ 越川 医師

【整形外科】

月曜日 夜診 中島 医師 ⇒ 大塚 医師

火曜日 朝診・夜診 四方田 医師 ⇒ 大塚 医師

金曜日 朝診 中島 医師 ⇒ 大塚 医師

夜診 守 医師 ⇒ 四方田 医師

土曜日 朝診 藤城 医師

⇒ (1・3・5週) 守 医師/ (2・4週) 藤城 医師

【内科系】

木曜日 朝診 新設 浅野 医師

木曜日 夜診 新設 (総合診療) 寺本 医師

金曜日 朝診 休止 浅野 医師

大幅な変更がございましたので、裏面の外来担当医一覧表も併せてご覧いただき、ご確認下さい。また、急な診療担当変更もございますので、ホームページ等でもご確認下さい。

☆ 医局異動のお知らせ ☆

－外科－

4月1日より、外科 非常勤の

清水 正樹 (シミズ マサキ) 医師が常勤として赴任いたします。

－整形外科－

4月1日より 整形外科 大塚 尚 (オオツカ ヒサシ) 医師 (整形外科部長) が赴任となります。

☆ 医療費が高額になりそうなときは

限度額適用認定証をご利用ください。 ☆

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口(※1)に提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで(※2)となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

自己負担限度額は被保険者の所得区分によって分類されます。詳しくは窓口でお尋ね下さい。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。

私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・ 医療を受ける権利
- ・ 知る権利
- ・ 自分で決定する権利
- ・ プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院

病院に対するご意見ご希望、また「ふれあい」へのご意見をお聞かせ下さい。(備え付けの意見箱をご利用下さい。)